

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が土曜日は、  
その翌日)

## 目 次

### ◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ◇ 告 示

生活保護法による医療機関の指定

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

都市計画事業の事業計画の変更の認可(三件)

海岸保全区域の指定の一部改正(三件)

港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域

### ◇ 公 告

行政書士試験の合格者

農業改良普及員資格試験等の合格者

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十月鳥取県条例第三十二号)中別表第一の改正規定のうち第二種

県営住宅の表の緑町第七団地に関する部分の施行期日は、昭和五十五年十一月二十八日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

ひばりが丘第七 二二、二〇〇円

を  
ひばりが丘第七 二二、二〇〇円  
に改める。

ひばりが丘第七	二二、二〇〇円
緑町第七	二二、七〇〇円

附則

1 この規則は、昭和五十五年十一月二十八日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に緑町第一団地に入居している者で引き継ぎ緑町第七団地に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

昭和五十五年十一月二十八日から昭和五十六年三月三十一日まで	四、五〇〇円
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	九、〇〇〇円
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一三、六〇〇円
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一八、一〇〇円

3 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料については、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項による減額後の家賃に条例附則第六項

の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

告示

鳥取県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三二〇	昭和五十五年十一月十三日

鳥取県告示第五十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四六七号	三朝梨粒状 複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 加里全量 五・〇 うち 水溶性加里 四・六	東伯郡三朝町大字本 泉三七一番地 三朝町農業協同組合
鳥取県 第四六八号	郡家町梨粒 状複合肥料	窒素全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 四・七 りん酸全量 五・〇 うち 可溶性りん酸 三・三 うち 水溶性りん酸 二・五 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・五	八頭郡郡家町大字宮 谷二〇〇番地の一 郡家町農業協同組合
鳥取県 第四六九号	佐治梨粒状 複合肥料	窒素全量 七・〇 うち アンモニア性窒素 四・二 りん酸全量 四・〇	八頭郡佐治村大字加 瀬木一三〇〇番地 佐治村農業協同組合
鳥取県 第四七〇号	河原梨粒状 複合肥料	窒素全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 四・六 りん酸全量 六・〇 うち 可溶性りん酸 三・七 うち 水溶性りん酸 三・一 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・七	八頭郡河原町大字渡 一木三五〇番地の二 河原町農業協同組合
鳥取県 第四七一号	八東梨粒状 複合肥料	窒素全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 四・九 りん酸全量 五・〇 うち 可溶性りん酸 三・五 うち 水溶性りん酸 二・七 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・六	八頭郡八東町大字才 代一三五番地の二 八東農業協同組合

鳥 取 県 第四七二号	河原梨粒状 複合肥料二 号	窒素全量 うち アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸	八・〇 五・〇 六・〇 四・五	八頭郡河原町大字渡 一木三五〇番地の二 河原町農業協同組合
鳥 取 県 第四七三号	大栄梨粒状 複合肥料五 七四号	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち 水溶性加里	五・〇 七・〇 四・〇 三・八	東伯郡大栄町由良宿 五六一番地 大栄町農業協同組合
鳥 取 県 第四七四号	四・〇かに がら粉末	窒素全量 りん酸全量	四・〇 六・〇	境港市昭和町一二番 地の二 共和冷蔵株式会社

鳥取県告示第五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に  
基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項  
の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び 名称
鳥 取 県 第四一五号	東郷町梨複 合肥料	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち 水溶性加里	東伯郡東郷町大字中 興寺三七八番地 東郷町農業協同組合
鳥 取 県 第四一九号	八東梨複合 肥料	窒素全量 うち アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	八頭郡八東町大字才 代一三五番地の二 八東農業協同組合
鳥 取 県 第四三三三号	四・〇かに がら粉末あ ら	窒素全量 りん酸全量	境港市昭和町七番地 株式会社上野
鳥 取 県 第四三三三号	五・〇かに がら粉末こ うら	窒素全量 りん酸全量	"

鳥 取 県 第四三四号	鳥 取 県 第四三七号	鳥 取 県 第四三八号
から粉末	ぶどう複合 肥料七七五号	ぶどう複合 肥料五八六号
窒素全量 りん酸全量	窒素全量 アンモニア性窒素 りん酸全量	窒素全量 りん酸全量
四・〇 六・〇	七・〇 三・一 七・〇	五・〇 八・〇
境港市昭和町一二番 地三一 有限会社宝水産	東伯郡北条町江北七 九二番地 中北条農業協同組合	東伯郡北条町弓原三 三四番地 北条町農業協同組合

鳥取県告示第六十号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三―三―三号西品治田園線

三 事業施行期間

昭和五十年一月二十一日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市田島地内において事業地を変更する。  
使用の部分 なし

鳥取県告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画道路事業 三―四―一号温泉湖岸線

三 事業施行期間

昭和四十年十一月二十九日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

鳥取県告示第六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三―五―十二号富安東吉成線

三 事業施行期間

四 事業地

昭和五十二年一月二十八日から昭和六十年三月三十一日まで

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

鳥取県告示第六十三号

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の指定番号の欄を削り、同表の鳥取県鳥取沿岸岩美海岸浦富地区海岸の項を削る。

鳥取県告示第六十四号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸鳥取西地区海岸の項の前に鳥取県鳥取沿岸岩美海岸  
浦富地区海岸として次のように加える。

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十七と基点一と  
を直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法(昭和  
二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定によ  
る保安林を除いた部分

- 基点一 岩美郡岩美町大字牧谷字砂濱六九〇番三四六地先  
の標柱一
- 基点二 標柱二
- 基点三 標柱三
- 基点四 柱四
- 基点五 標柱五
- 基点六 標柱六
- 基点七 標柱七
- 基点八 大字浦富字浜通二四七五番一七九地先の標柱八
- 基点九 二四七五番一八〇地先の標柱九
- 基点十 二四七五番一九三地先の標柱十
- 基点十一 字中浜二四七五番一〇三地先の標柱十
- 基点十二 二四七五番二〇七地先の標柱十
- 基点十三 基点十二から三五〇度三分二〇メートルの点
- 基点十四 基点十一から三五六度五〇分二五七メートルの点
- 基点十五 基点八から北二六六メートルの点
- 基点十六 基点四から北三〇〇メートルの点
- 基点十七 基点三から北一五六メートルの点

鳥取県告示第千六十五号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号(海岸保全区域の指定について)  
の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

区域 (次の基点を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域)  
のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条  
第一項に規定する河川区域を除いた区域

区域 (次の基点を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域)  
のうち、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三  
条第一項に規定する河川の河川区域及び森林法(昭和二  
十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項に規定す  
る保安林を除いた部分

同表の鳥取県鳥取沿岸鳥取港海岸浜坂東浜地区海岸の項の前に鳥取県鳥取  
沿岸田後港海岸浦富地区海岸の項として次のように加える。

- 基点一 岩美郡岩美町大字浦富字北屋敷二、五四一番一の標  
柱から一〇七度五五分〇〇秒四八二・六三メートル  
の点
- 基点二 基点一から一七八度三〇分〇〇秒一六・五六メー  
トルの点

鳥取県鳥取沿岸  
浦富地区海岸

- 基点三 ルの点 基点二から二六八度四〇分〇〇秒八二・五一メートル
- 基点四 ルの点 基点三から二七〇度二四分〇〇秒八八・三一メートル
- 基点五 ルの点 基点四から二七五度一分〇〇秒九〇・〇二メートル
- 基点六 ルの点 基点五から二六五度三五分〇〇秒二四・二二メートル
- 基点七 ルの点 基点六から二八六度四五分〇〇秒六五・〇〇メートル
- 基点八 ルの点 基点七から二九三度三九分〇〇秒八〇・三〇メートル
- 基点九 ルの点 基点八から二六四度一七分〇〇秒一二・五七メートル
- 基点十 ルの点 基点九から三〇七度四五分〇〇秒五七・八三メートル
- 基点十一 トルの点 基点十から三三九度三八分〇〇秒二〇・二二メートル
- 基点十二 トルの点 基点十一から四〇度四二分〇〇秒一一・二三メートル
- 基点十三 トルの点 基点十二から五七度五〇分〇〇秒三〇・二〇メートル
- 基点十四 トルの点 基点十三から三八度三四分〇〇秒四九・六〇メートル

- 基点十五 トルの点 基点五から一三度二二分〇〇秒一〇〇・〇〇メートル
- 基点十六 ルの点 基点一から一三度五〇分〇〇秒八五・四八メートル
- 基点十七 基点一に同じ。

鳥取県告示第六十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第五条第四項の規定に基づき、港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域を次のとおり定める。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 港湾管理者の長の名称及び氏名  
田後港港湾管理者の長 鳥取県知事 平林鴻三
- 二 港湾管理者の長が管理する区域  
鳥取県鳥取沿岸田後港海岸浦富地区海岸に係る次の海岸保全区域のうち、田後港の港湾区域を除いた部分



<p>海岸名</p>	<p>鳥取県鳥取沿 岸田後港海岸 浦富地区海岸</p>
<p>区域</p> <p>次の基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域及び森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項に規定する保安林を除いた部分</p>	<p>基点一 岩美郡岩美町大字浦富字北屋敷二、五四一第一の標柱から一〇七度五五分〇〇秒四八二・六三メートルの点</p> <p>基点二 基点一から一七八度三〇分〇秒一六・五六メートルの点</p> <p>基点三 基点二から二六八度四〇分〇秒八二・五一メートルの点</p> <p>基点四 基点三から二七〇度二四分〇〇秒八八・三一メートルの点</p> <p>基点五 基点四から二七五度一分〇〇秒九〇・〇二メートルの点</p> <p>基点六 基点五から二六五度三五分〇〇秒二四・二二メートルの点</p> <p>基点七 基点六から二八六度四五分〇〇秒六五・〇〇メートルの点</p> <p>基点八 基点七から二九三度三九分〇〇秒八〇・三〇メートルの点</p> <p>基点九 基点八から二六四度一七分〇〇秒一二・五七メートルの点</p>

<p>基点十 基点九から三〇七度四五分〇〇秒五七・八三メートルの点</p> <p>基点十一 基点十から三三九度三八分〇〇秒二〇・二二メートルの点</p> <p>基点十二 基点十一から四〇度四二分〇〇秒一一・二三メートルの点</p> <p>基点十三 基点十二から五七度五〇分〇〇秒三〇・二〇メートルの点</p> <p>基点十四 基点十三から三八度三四分〇〇秒四九・六〇メートルの点</p> <p>基点十五 基点五から一三度二分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの点</p> <p>基点十六 基点一から一三度五〇分〇〇秒八五・四八メートルの点</p> <p>基点十七 基点二と同じ。</p>	<p>公 告</p> <p>昭和55年10月12日に実施した昭和55年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。</p> <p>昭和55年11月25日</p>
---	---

鳥取県知事 平 林 鴻 三

浜田	繁治	石原	衛	木村	清	長井いづみ	長井	俊之
中尾	利信	森本	良和	渡部	哲也	松本	青木	雅彦
岸野	基博	下田	善尚	藤山	俊彦	下田八枝子	米田	勝彦
浜辺	隆一	西垣	悟	小林	正	尾崎	充典	庸宏
福田	悠子	高木考太郎		河本	則男		煎栄	

昭和55年10月27日から同月29日までの間に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年11月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 農業改良普及員資格試験の合格者

棚田	光雄	森村	繁一	永田	昌美	手嶋	誠一	中尾	知二
竹内	清文	小谷	幸敏	尾関	晶裕	伊藤	美明	田中	一三
高杉	涉	三谷	達夫	秋山	英正	野田	美宏	田中	義宏
村尾	和博	森口	卓哉	三谷	喜実	倉橋	孝夫	田村	秀子
竹内	禅	山口	正弘	湯谷	一也	高垣	洋司	山崎	善秀
尾崎	規子	山根	由平	三森	博人	村田	謙司	山本	二美
水広	正行	稲墾	正	細谷	香	平尾	晃	岡田	厚美
兼頭	明宏	生橋	巧	渡邊	和正	西尾	元弘	須田	俊治
谷山	友克	小原	孝志						

2 生活改良普及員資格試験の合格者

秋山	恭子	岡井	恵子	野村	真由	秋田	唱子	中西美智子
柏原	和代	青戸磨理子	佳子	池本	章子	神戸	和代	松村百合子
山本	澄恵	河本	佳子	長柄	年子	鈴木	貴子	富村
小村	良子	半田	博子	佃	徳子	岡本	里美	富村
中岡留美子		中江	祐子	田中美也子		岸本	信江	池田てるこ

昭和55年11月25日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】